

令和2年度第4回理事会

議事録

令和3年3月5日（金）

公益財団法人武藏野市福祉公社

令和2年度 第4回 公益財団法人武藏野市福祉公社理事会

1. 開催日 令和3年3月5日(金) 午後3時00分から午後4時25分まで

2. 会場 本部事務所1階 会議室

Web会議システムZoomを使用しオンラインを併用

3. 理事の現在数 7名 (定足数 4名)

4. 出席者	会議室 理事長(議長)	萱場 和裕	常務理事	小島 一隆
	理 事	千種 豊	理 事	森安 東光
	W e b 理 事	安藤 真洋	理 事	大野 壽三枝
	監 事	安田 大	監 事	大久保 実

5. 欠席者 理 事 黒竹 光弘

6. 傍聴者 なし

7. 議事日程

日程第1 議案第17号 公益財団法人武藏野市福祉公社事務規程の一部を改正する規程について

日程第2 議案第18号 公益財団法人武藏野市福祉公社印章規程の一部を改正する規程について

日程第3 議案第19号 令和3年度事業計画について

日程第4 議案第20号 令和3年度収支予算について

日程第5 議案第21号 令和3年度資金調達及び設備投資の見込みについて

日程第6 議案第22号 令和3年度老後福祉基金の一部取崩しについて

日程第7 議案第23号 令和3年度常勤役員の報酬及び賞与の額について

日程第8 議案第24号 公益財団法人武藏野市福祉公社パートタイム職員就業規則の一部を改正する規則について

- 日程第9 議案第25号 公益財団法人武蔵野市福祉公社登録ヘルパー就業規則の一部を改正する規則について
- 日程第10 議案第26号 令和2年度補正予算（第2回）について
- 日程第11 議案第27号 令和2年度第3回評議員会の開催について
- 日程第12 報告事項1 令和3年度職員研修計画について
- 日程第13 報告事項2 老後福祉基金の運用について

8. 議事録作成者 理事長 萱場 和裕

9. 議事録署名人 理事長 萱場 和裕
監事 安田 大
監事 大久保 実

10. 議事の経過及び結果

安藤真洋理事、大野壽三枝理事、安田大監事及び大久保監事は本議場にいないが、Web会議システムを用いて、出席者とは互いに音声及び映像が同時に伝わること、適時的確に意見表明ができるることを確認した。

萱場理事長より、傍聴希望はなく、欠席理事は黒竹理事1名、出席理事6名（会議室4名Web会議システム2名）、定数7名につき、定款第35条により過半数を満たしており、理事会の成立が宣言された。定款に基づき、議事録署名人は、理事長と出席した監事2名とし、議事の審議に移った。

日程第1 議案第17号 公益財団法人武蔵野市福祉公社事務規程の一部を改正する規程について

小島事務局長から、議案第17号及び議案第18号は組織改正に伴う所要の改正を行うもので、令和3年度事業計画及び収支予算案の審議の前提となることから、先だって審議を行うと説明がなされたのち、議案第17号の詳細について次のとおり説明があった。

在宅サービス課の業務は、市からの生活困窮者自立相談支援事業や生活保護受給者金銭管理支援事業、成年後見利用支援センター、地域包括ケア人材育成センターの受託などにより業務量が増加している。そのため、課の業務を精査し、従前の在宅サービス課の業務の一部を新設する権利擁護課に移管することとする。

また、生活困窮者自立支援法の「自立相談支援事業」「家計改善支援事業」「住居確保給付金事業」を市から受託し実施しているが、昨年来の新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、相談数が激増しており、この事業を担当する「生活自立支援センター」を新設することとした。

議案第17号について次の質疑応答があった。

安藤理事 今回の組織改正に伴う職員数の増加はあるのか。

新谷総務課長 令和2年度既に増員しているため、令和3年度に増員の予定はしていない。

そのほか、理事及び監事から質疑意見はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり承認された。

日程第2 議案第18号 公益財団法人武蔵野市福祉公社印章規程の一部を改正する規程について

小島事務局長から、提案理由について、組織改正に伴い新たに権利擁護課専用理事長印の社印を設ける、また課もしくは施設ごとに設けるものとするため、ホームヘルプセンター武蔵野専用理事長印を廃止する、と説明がなされた。

議案第18号について、理事及び監事から質疑意見はなく、採決の結果全会一致で原案のとおり承認された。

日程第3 議案第19号 令和3年度事業計画について

日程第4 議案第20号 令和3年度収支予算について

日程第5 議案第21号 令和3年度資金調達及び設備投資の見込みについて

日程第6 議案第22号 令和3年度老後福祉基金の一部取崩しについて

萱場理事長から一括審議の申出がなされ、ほかの理事及び監事から異議なく一括して審議することとした。

小島事務局長から、まず議案第19号及び議案第20号をあわせて説明するとし、事業計画の運営方針と重点項目について次のとおり説明がなされた。

令和3年度は、重点項目として「新型コロナウイルスの感染防止を徹底した上での着実な事業の継続」「新社屋建設委員会（仮称）の設置」「北町高齢者センターのあり方の検討」の3項目を掲げ、精力的に取り組んでいく。

まず、「新型コロナウイルスの感染防止を徹底した上での着実な事業の継続」では、訪問介

護や通所介護など一定の距離を保つことがむずかしい業務もあり、感染予防を徹底してサービス提供を継続していく。また、高齢者の健康増進のための事業・イベント等の開催についても、利用者への検温や手指の消毒の徹底などで感染防止に努めていく。

次に「新社屋建設委員会（仮称）の設置」については、新型コロナウイルス感染拡大で増加した住居確保給付金の申請等に対応するため、相談スペースや、また職員の執務場所も十分に取ることが困難となっている。事務スペースを借りるなどして対策しているが、新社屋の建設は早急に検討する必要があり、学識経験者や市民社会福祉協議会の職員を交えた検討委員会を設置する。

また、「北町高齢者センターのあり方の検討」については、施設が老朽化していること、コミュニティケアサロンや小規模ハウスなどの事業の見直しが必要であり、今後のあり方についてプロジェクトチームを編成し検討を行う。

次に事業計画と収支予算の事業別明細について、各課長から説明がなされた。

まず服部在宅サービス課長より、事業番号1から事業番号7までの事業について次のとおり説明がなされた。

事業番号1、「つながりサポート事業」は、事業活動収入3190万4千円、支出が3180万4千円で、旧有償在宅福祉サービスを継承する全人的支援に努める。

事業番号2、「権利擁護事業」は事業活動収支ともに収入316万1千円で、金銭管理が困難となつた利用者を支援し、然るべきサービスへの橋渡しを行う。

事業番号3、「地域福祉権利擁護事業」は事業活動収入806万2千円、支出は1046万4千円で、利用者と共に作成した支援計画に基づき、その自己決定を尊重し、自立に向けた支援を行う。

事業番号4、「成年後見人等受任事業」は事業活動収入6302万円、支出は6284万2千円で、公社の幅広いネットワークを活用し本人を支援する。法人後見の利点を生かし、後見サービスの継続性、透明性、中立性、公平性などを確保し、親亡き後の障害者の問題等に対応していく。

事業番号5、「生活困窮者自立相談支援事業」は事業活動収入が2474万7千円、支出は3390万2千円で、自立相談支援、家計改善支援、住居確保給付金の三事業を実施する。引き続き生活保護に至らない生活困窮者への伴走型の支援を行う。

事業番号6、「生活保護受給者金銭管理支援事業」の事業活動収入は990万円、支出は1156万9千円で、生活保護費の管理、使途等の相談、支払い代行、助言等により利用者の自立を支援する。

事業番号7、「成年後見制度利用促進事業」の事業活動収入は788万3千円、支出948万5千

円で、昨年4月に開設した中核機関「成年後見利用支援センター」の運営を市と共に担う。また、新たに設置された「武藏野市成年後見制度地域連携ネットワーク連絡協議会」により、多機関と連携して、本人意思を尊重し身上保護を重視した取り組みをさらに拡充させる。

つぎに堀田在宅サービス課担当課長から事業番号8から事業番号12までの事業について次のとおり説明がなされた。

事業番号8「居宅介護支援事業」は、事業活動収入は2834万8千円、支出は2850万7千円で、2名の主任ケアマネジャーを中心に、市民のセーフティネットの役割を果たすと共に、引き続き特定事業所加算Ⅱを取得し収入の安定を図る。今後も新型コロナウイルスの感染動向に留意し、他機関と連携しながら利用者支援を行っていく。

事業番号9「訪問介護サービス事業」は、事業活動収入は1億2390万7千円、支出は1億1082万7千円で、令和2年度より、特定事業所加算Ⅱと特定処遇改善加算Ⅰを算定することが可能となり、収入の安定を図る。加算算定の義務として全ヘルパーとサービス提供責任者の介護技術の向上のため、毎月の会議や、定期的な研修を開催する必要がある。新型コロナウイルスの感染流行が落ち着くまでは、動画での研修開催等、柔軟に対応していく。引き続き、職員、ヘルパー共に、感染予防対策を徹底して、事業運営を行う。

事業番号10「居宅介護サービス事業」の事業活動収入は1833万1千円、支出は1829万9千円で、介護保険の訪問介護事業と同様に特定事業所加算Ⅱと特定処遇改善加算Ⅰを取得した。障害者総合支援法に基づき、障害のある方が地域社会において安心して在宅生活を続けていけるように支援していく。

事業番号11「生活支援事業」は、事業活動収入は1082万円、支出は1249万円で、令和2年度より、市からの受託料の単価が500円上乗せされたが、収入を支出が上回っている。これは質の高いケアを提供するため、認知症の専門の研修を受けたヘルパーを派遣しているためである。また、市からの受託事業である「緊急訪問介護事業（レスキューヘルパー）」に加え、令和2年度から「感染症対策レスキューヘルパー」も新たに受託する事となり、依頼があれば、迅速に対応する。早速、今年1月に感染症対策レスキューヘルパーの派遣依頼があり、新型コロナウイルス陽性の利用者宅へ、職員を派遣した。

事業番号12「地域包括ケア人材育成センター事業」は、事業活動収入は受託料を含め2546万円、支出は2594万円で、前年から大きく収入が減っているのは市からの派遣職員の人工費の取り扱いが変更となり、予算に計上されなくなったためである。その他の収入について大きな変更はない。「介護職員初任者研修」は、令和2年度は新型コロナウイルス流行のため中止、

「武藏野市認定ヘルパー養成研修」については年度2回開催の予定が前期分は中止としたが、令和3年度は、感染予防対策をしっかりと行い、研修を開催していく。その他、様々な研修について、集合での研修ではなく、オンラインや動画の研修等柔軟に対応して開催し、受講者からはオンライン研修については好意的な意見も多い。新型コロナウイルスの流行が落ち着いても、集合研修とオンライン研修のどちらでも開催できるよう、さらに研修のあり方について検討していく。

続いて方波見高齢者総合センター兼北町高齢者センター所長から、事業番号13から事業番号18までの事業について次のとおり説明がなされた。

事業番号13「高齢者総合センター管理運営事業」は、事業活動収入は5801万円で、市民の貴重な福祉資源として利用者が安心、安全に利用できるよう施設の維持・管理運営等を実施し、高齢者福祉の増進を図る。事業活動収支差額が348万7千円収入超過となっているのは、市からの受託料には、情報システム更新にかかる減価償却費相当額を含んだ額となっているためである。

事業番号14「在宅介護・地域包括支援センター事業」は、事業活動収入5938万4千円で、地域包括ケアシステムの拠点として、小地域完結型の相談・サービス提供する。新型コロナウイルス感染症への警戒感からますます孤立する高齢者が増加する恐れがある。地域住民や各団体、民生委員との情報共有、令和2年度実施したサービス未利用者への実態把握調査を継続的に行い高齢者の孤立防止に努める。また、市内の在宅介護・地域包括支援センターと協働し研修等の企画をすることにより職員の相談支援スキルの向上を図っていく。家族介護支援では、介護に携わるすべての方が相談しやすい環境作りを検討する。対象地域の高齢者人口の増加等により、規定の職員数での業務は困難なことから、職員を増員したことなどのため494万1千円の支出超過となっている。適正な受託料となるよう、今後市に要求していく。

事業番号15「住宅改修・福祉用具相談支援センター事業」は、事業活動収入支出ともに2486万6千円で、住宅改修のプランニング、福祉用具の選定、生活動作のアドバイス等、総合的な相談支援だけではなく、ケアマネジャー等支援者への支援、技術向上にも尽力する。排泄ケア専門員や言語聴覚士による専門相談を継続し、令和2年度までに作成した冊子に関する動画作成、配信を行う。

事業番号16「デイサービスセンター事業」は、事業活動収入は9549万6千円で、新型コロナウイルス感染症拡大防止を徹底し、安全に事業継続ができるよう努める。公設民営のデイサービスとして、多課題、重介護、医療ニーズの高い利用者を積極的に受け入れ、サービス提供で

きるよう、研修等充実させ職員の専門性の向上を図る。引き続き関係機関との連携し、住み慣れた地域での生活を継続できるよう支援する。

490万7千円の支出超過となっている。稼働率向上の取組み、取得加算の見直しなどにより、縮減に努める。

事業番号17「社会活動センター事業」は、事業活動収入は5567万7千円で、高齢者の健康増進、受講を契機とした外出や仲間作りなど介護予防、閉じこもり予防に寄与していく。新型コロナウイルス感染症防止を第一に一人でも多くの高齢者が安心して講座等に参加できるような編成や内容について市と随時共有しながら検討する。264万円の支出超過は、感染症対策として予算要求した館内清掃委託費が却下されたもので、経費を節約し費用を捻出し実施したいと考えている。

事業番号18「北町高齢者センター事業」は、事業活動収入は8618万3千円で、「市民生活の延長線上のデイサービス、世代を超えた交流の場」としてサービス提供する。新型コロナウイルス感染症拡大防止を徹底し、安全に事業継続ができるよう努める。ボランティア活動は現在休止中だが、状況に合わせた活動方法を検討していく。小規模ハウスについては、入居者の高齢化や自立度の低下等多くの課題がある。引き続き市と連携をしながら入居者が安心して生活できるよう支援していく。

子育てひろば事業では、令和2年度から実施しているオンラインひろばを継続し、安心して利用できる環境を整備していく。982万5千円の支出超過となっている。稼働率の向上や機能訓練加算等の取得や経費削減等で縮減に努める。

事業番号19 法人会計の管理費について、新谷総務課長から次のとおり説明がなされた。

法人として、福祉公社が円滑に事業を実施するために必要な組織の運営を行う。

人材の育成については、令和3年度職員研修計画に沿って体系的に行っていく。本日の日程第13報告事項1 令和3年度職員研修計画から説明する。人材育成の基本方針として、求められる職員像、職位ごとに果たす役割、求められる能力を定めている。求められる能力、果たすべき役割を身につけ、求められる職員に近づくための取り組みを行う。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の対策から座学や集合での研修は中止せざるを得なかった。令和3年度は、通信教育やウェブセミナーの活用をすすめ、感染症対策を講じて人材育成に必要な研修を実施する。全体研修は、例年、年6回ほど、全職員を集合して研修を実施してきたが、令和3年度は、最低限必要な研修のみ、少人数に分けて行うか、リモートなど、感染症対策を徹底して実施する。ウェブ研修の介護技術等動画配信研修は、お茶の水ケアサービス学院が配

信している動画研修で、令和2年度は試験的に実施してみたもので、介護技術やクレーム対応などだけではなく、業務改善やリーダー養成研修など広いカリキュラム構成となっており、個人や係で定期的に受講して学びを進めていく。自己啓発の通信教育では、令和元年度までは、費用の助成を1万円までとしてきたが、令和2年度は試験的に全額助成を実施し、令和元年度の5倍の申し込みがあった。今後も全額支援を実施していきたいと考えている。

武蔵野市民社会福祉協議会との事業連携については、平成30年3月に報告された事業連携推進委員会報告書に沿って連携策を実施してきたが、一定期間経過したことから、評価見直しを行う。

新たに整備する三鷹サテライトオフィスや閑前スペースを適切に活用するため管理していく。なお、令和2年度に予定していた閑前スペースのリフォームは、進捗が遅れていることから、令和3年度に延期とする。

令和3年度は、40周年記念行事を検討している。コロナ禍が落ち着くことを想定して、秋か冬あたりに、事業報告会を発展させた内容で実施したいと考えている。

事業活動収入は2030万円で、前年度比1360万5千円の減で、主に運営費補助金の減額で、市の派遣職員の給与が福祉公社を経由せず直接支払われることになったことによるもので、支出も同様に減額している。事業活動支出は、5449万円で、前年度比928万8千円の減で、人件費減のほか、三鷹サテライトオフィスの賃借料などが増額になっている。

続いて、小島事務局長から、収支予算書について、次のとおり説明がなされた。

事業活動収入合計は、7億5545万9千円、事業活動支出の合計8億1222万2千円で、事業活動収支差額はマイナス5676万3千円となっている。

投資活動収支の部、投資活動収入のうち、老後福祉基金預金取崩収入1億1294万4千円については後述する。

投資活動支出は、老後福祉基金資産積立支出、退職給付引当資産積立支出、減価償却引当資産積立支出、本部事務所建替準備資金積立支出、車両運搬具購入支出、什器備品購入支出で、合計で5876万3千円を計上した。

財務活動収支の部はなく、予備費を500万円計上し、当期収支差額は、マイナス579万5千円となった。

続いて、小島事務局長から、正味財産増減計算書について、次のとおり説明がなされた。

経常収益は、基本財産運用益17万7千円、特定資産運用益25万1千円、事業収益7億532万円、受け取り補助金等4732万8千円、受け取り寄付金50万円、雑収益188万3千円、合わせて

7億5545万9千円となる。

経常費用は、給料手当、臨時雇賃金、委託費等を合わせ、中段経常費用計8億4264万1千円となる。当期経常増減額は、マイナス8718万2千円となる。経常外増減については、見込んでいない。

一般正味財産期首残高は、令和元年度決算の期末残高とした。当期一般正味財産増減額を足した一般正味財産期末残高は、7億6168万7千円となった。

指定正味財産は、現在基本財産のみを計上しており、増減は見込んでおらず、令和元年度決算の期末残高を期首残高とした。

一般正味財産と指定正味財産の期末残高を合わせた、正味財産期末残高は11億7973万3千円となった。

つづいて、正味財産増減計算書内訳表について次のとおり説明がなされた。

北町高齢者センター管理運営事業から子育てひろば事業の事業収益および事業費用を、その他事業に配賦した。また、法人会計である管理費の費用を従事割合などの配賦率に従って、公益目的事業会計へ配賦した。管理費における人件費については、従事割合にて、本部事務所の管理に係る費用等は、本部事務所の使用割合、職員の育成や情報システム保守委託等、公社全体の事業に関わる費用については、公社全体の人数割合で配賦している。

つづいて、小島事務局長から、議案第21号「令和3年度資金調達及び設備投資の見込みについて」は、借り入れの予定はなく、本部事務所の電話機交換及び関前スペースのリフォーム工事合わせて850万円を設備投資の見込みとして予定している、と説明がなされた。

議案第22号「令和3年度老後福祉基金の一部取崩しについて」は、老後福祉基金活用事業、退職給付引当資産積立、減価償却引当資産積立、本部事務所建替準備資金積立、固定資産購入、収入不足分などに充当したい、と説明がなされた。

議案第19号、議案第20号、議案第21号及び議案22号に関連して次の質疑応答があった。

安藤理事 臨時雇賃金が2千万円ほど減額になっているが理由は？

新谷総務課長 ヘルパーの派遣時間が2割ほど減少している。コロナ禍による減少とヘルパー不足が原因である。ただし、特定事業所加算を取得したので、収入はそれほど減じていない。

大野理事 臨時雇賃金および給料手当も同様に減額しているようだが、福祉公社の職員は減ってきているのか。

新谷総務課長 給与手当の減は、市の派遣職員の給与を市から直接払うことになったための

減であるので、職員数が減っているわけではない。臨時雇賃金は、登録ヘルパーの派遣時間減でこちらは確かにヘルパーが減っている。ヘルパー不足による派遣時間の減である。

大野理事 つながりサポート事業の収入は、年々減少しているようだが、広報が不足しているのではないか。他方、成年後見人等受任事業は、かなり增收となっている。このような高額な収入増が見込める根拠は？

服部在宅サービス課長 たしかにつながりサポート事業の利用者は減少している。以前の有償在宅福祉サービスを提供していた時代と比べて、ご利用者に様々な福祉サービスが提供され、多職種の専門職が付いている。そのサービスのはざまでつながりサポート事業が必要な方が選択するサービスの一つとなっている。介護保険サービス、ケアマネジャーによる支援で、一定程度支援がなされ、公社に相談がある場合、既に成年後見該当の場合も多い。しかし、このところ、老いじたく講座や遺言、終活の周知などでまた少しずつ増えている傾向である。

新谷総務課長 成年後見人等受任事業の収入増については、市の報酬助成が増額となったことによる250万円ほどの報酬増と1370万円の補助金を成年後見制度利用促進事業から付け替えたことによるもので、成年後見人報酬がそれほど増収したわけではない。補助金は同額成年後見制度利用促進事業が減額している。

大野理事 生活保護受給者金銭管理事業についてお聞きしたい。武藏野市の生活保護受給者のうち、どのような方が対象となるのか。また、金銭管理を福祉公社が行うことについて、誰が決定するのか。受給は本人の権利であるので、きちんと納得し、生活が自立するよう支援していただきたいと思うが、そのための福祉公社の役割とは何なのか。

服部在宅サービス課長 市生活福祉課が生活保護受給者の生活状況をみて、自立支援のために金銭管理が必要と判断した対象者について、福祉公社に金銭管理を委任することを本人が承諾した場合サービス提供する。福祉公社は、生活福祉課と協議しながら支援計画に基づいて金銭管理を担い、助言し、伴走型の支援を行っている。

ほかに理事及び監事から質疑意見はなく、議案第19号、議案第20号、議案第21号及び議案第22号は、1件ずつ採決の結果、原案のとおり、全会一致で承認された。

日程第7 議案第23号 令和3年度常勤役員の報酬及び賞与の額について

小島事務局長から提案理由について、公益財団法人武藏野市福祉公社の役員及び評議員の報酬等及び費用に関する規程（平成25年4月1日規程第2号）第3条に定める令和3年度の常勤役員の報酬及び賞与の額について、評議員会に提案するため、承認を求めるものである、と説

明がなされた。

議案第23号について、次の質疑応答があった。

安田監事 表紙の提案理由について、令和2年度となっているのは令和3年度の誤りではないか。

萱場理事長 誤りである。令和3年度に修正する。

そのほか、理事及び監事から質疑意見はなく、一部修正のうえ、採決の結果、全会一致で承認された。

日程第8 議案第24号 公益財団法人武藏野市福祉公社パートタイム職員就業規則の一部を改正する規則について

小島事務局長から、提案理由について、職員が定年退職後継続雇用された場合の有給休暇付与について規定するほか、所要の改正を行うため承認を求めるものである、と説明がなされた。

詳細について、新谷総務課長から、次のとおり説明がなされた。

第1条は、昨年末に廃止したフレックスヘルパーの字句を削除するもので、第3条及び第16条第6項は、様式等の廃止に伴う改正である。第16条第7項で、職員が退職後継続雇用された場合の有給休暇付与について、勤続年数を引き継ぐこと、付与日を同じく1月1日とすることを規定する。この規定は、令和3年1月1日に遡って適用することとしたい。第1号様式と第2号様式は、第3条及び第16条第6項の改正で廃止する様式なので削除する。

議案第24号について、次の質疑応答があった。

安田監事 第16条第7項で、「第1項に関わらず・・・」とあるが、他の規程の表現と合わせて「第1項の規定に関わらず・・・」とした方が良いのではないか。もう一点、付則について、第7項の規程の「程」の字が、「定」になるかと思う。

萱場理事長 ご指摘のとおり修正する。

そのほか、理事及び監事から質疑意見はなく、一部修正のうえ、採決の結果、全会一致で承認された。

日程第9 議案第25号 公益財団法人武藏野市福祉公社登録ヘルパー就業規則の一部を改正する規則について

小島事務局長から、提案理由について、育児部分休業の対象を中学校就学の始期に達するまでとすること、また、介護育児休業法改正に伴い、子の看護休暇及び短期の介護休暇の取得単位を時間とすることのほか、所要の改正の承認を求めるものである、と説明がなされた。

詳細について、新谷総務課長から次のとおり説明がなされた。

第7条及び第17条第4項は、様式等の廃止に伴う改正である。第18条から第20条の4については、登録ヘルパーの産前産後の休業や育児休業、介護休業等について規定しており、すべてパートタイム職員就業規則の規定を準用することとした。第20条の育児部分休業、第20条の3子の看護のための休暇、及び第20条の4短期の介護休暇の規定は、前回の改正で漏れてしまった部分で、令和3年1月1日に遡って適用する。今後は、このような改正漏れがないよう十分注意する。別表1は、年次有給休暇日数について定めており、別添1は労働基準法の平成13年改正の経過措置の記載があるので、経過措置は終了したため、別添2の表に改正する。

議案第25号について、理事及び監事から質疑意見はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり承認された。

日程第10 議案第26号 令和2年度補正予算(第2回)について

小島事務局長から、提案理由について、主に新型コロナウイルス感染症に係る受託料収入及びその対策に係る費用の支出にかかる補正について承認を求めるものである、と説明がなされた。

詳細について、新谷総務課長から次のとおり説明がなされた。

収入の部、受託事業収入は、生活困窮者自立相談支援事業において、市の補正予算が認められ701万2千円増額となったこと、北町高齢者センター子育てひろば事業において、感染症対策費用分として50万円増額されたことによる増である。寄附金の40万円増は、居宅介護支援事業と高齢者総合センターデイサービスセンターの利用者からで、職員のために使用してほしいとのことで、ケアプランセンターでは、腰痛対策のクッションと電動自転車、デイサービスセンターで空気清浄機を購入した。

支出の部では、本部事務所のレイアウト変更に伴うもの、コロナ対策衛生用品追加、システム更新の今年度費用等の増である。

投資活動収支の部、投資活動支出、固定資産取得支出について、関前スペースのリフォームが令和3年度に延期となったことから、マイナスの補正を計上した。今回の補正では、老後福

祉基金の取崩しは発生しない。

議案第26号について、理事及び監事から質疑意見はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり承認された。

日程第11 議案第27号 令和2年度第3回評議員会の開催について

小島事務局長から、提案理由について、定款第17条の規定により、「評議員会は定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する」とされており、第18条の規定により、「評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。」とされていることから、別紙議事日程（案）のとおり開催することについて、承認を求めるものである、と説明がなされた。

議案第27号について、理事及び監事から質疑意見はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり承認された。

日程第12 報告事項1 令和3年度職員研修計画について

日程第3議案第19号令和3年度事業計画の中で報告をしたので、説明及び質疑を省略した。

日程第13 報告事項2 老後福祉基金の運用について

新谷総務課長から、第125回大阪府公債1億円が令和2年12月25日に、また、第126回大阪府公債1億円が令和3年1月28日に償還したが、4年後に本部社屋建替えを予定していることから当該資金については、新たに債権は購入せず無利息の口座にて保管することとする、と報告がなされた。

報告事項2について、次の質疑応答があった。

大野理事 当該資金を保管する無利息の口座とはどこの銀行のものか。

新谷総務課長 大東京信用組合か多摩信用金庫に残高をみてどちらかに資金移動を検討する。

大野理事 以前の理事会で銀行の預金が一か所に集中しないようにすべきとの指摘があったと思うが。

新谷総務課長 黒竹理事から大東京信用組合に資金が集中しすぎているとの指摘があり、そ

の後多摩信用金庫及びみずほ銀行に新たに口座を開設し、折を見て資金を移している。

そのほか、理事及び監事から質疑意見はなく、報告は終了した。

本日の理事会はw e b会議システムを用いたが、'終始支障はなく、以上をもって、議事の全部の審議を終了したので、萱場理事長は令和2年度第4回理事会の閉会を宣言した。

議事の経過及びその結果を明確にするため、議長及び議事録署名人において記名押印する。

令和3年3月31日

議長（理事長）萱場和裕



議事録署名人（監事）安田大



議事録署名人（監事）大久保実

